

門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年1月9日（火） 午後1時30分から午後4時40分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階 第3会議室
3. 出席者 （委員会）文能委員、高野委員、赤堀委員、柏村委員、水野委員
（事務局）市民文化部 山次長
産業振興課 高田課長
産業振興課 吉田課長補佐
産業振興課 児島主任
産業振興課 川田係員
産業振興課 川端係員
4. 内容 委員長・副委員長選出について
会議の公開・非公開決定について
門真市中小企業サポートセンター運営事業について
委託事業者の選定について
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民文化部 産業振興課
（電 話）06-6902-5966（直通）

7. 会議録

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より門真市中小企業サポートセンター運営事業委託業者選定委員会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、門真市産業振興課課長補佐の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会次第

資料1 門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会委員名簿

資料2 門真市中小企業サポートセンター運営業務委託募集要領

資料3 門真市中小企業サポートセンター運営業務仕様書

資料 4 門真市中小企業サポートセンター運營業務委託事業者選定基準

資料 5 門真市附属機関に関する条例の抜粋

資料 6 門真市附属機関に関する条例施行規則の抜粋

資料 7 門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会の
会議公開要領

資料 8 審査票

こちらは 2 社分ございます。

資料 9 審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市情報公開条例の抜粋
以上でございます。全ての資料がお手元にありますでしょうか。

続きまして本日、事前にお配りしております応募者の企画提案書に
ついてはお持ちいただいておりますでしょうか。はい、ありがとうございます。
こちらにつきましては、審査終了後回収させていただきます。

次に、本委員会は議事録作成の都合上、録音させていただきますことをご
了承ください。それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。
はじめに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

学識経験者といたしまして、近畿大学経営学部 キャリア・マネジメント
学科 教授 文能 照之 様でございます。

中小企業診断士といたしまして、e&i経営研究所 代表の高野 淨 様で
ございます。

商工業団体を代表する者といたしまして、守口門真商工会議所 商工振興
部 中小企業相談所 所長の赤堀 彰則 様でございます。

関係行政機関の職員といたしまして、大阪府商工労働部 中小企業支援室
ものづくり支援課長の柏村 幸一郎 様でございます。

本市の職員といたしまして、門真市市民文化部長 水野 知加子でござい
ます。

本日は、5 名中 5 名の委員にご出席をいただいておりますので、門真市附
属機関に関する条例施行規則第 5 条第 2 項により、本委員会は成立している
ことをご報告いたします。続きまして、事務局を紹介いたします。

市民文化部次長の山でございます。

産業振興課長の高田でございます。

主任の児島でございます。

川端でございます。

川田でございます。

私、吉田でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

次に、次第の3「委員長、副委員長の選出」でございます。

資料6にあります「門真市附属機関に関する条例施行規則の抜粋」をご覧ください。第4条第1項に「委員長及び副委員長は委員の互選により定める」とされております。まず、委員長ですが、いかがいたしましょうか。

【委員】

前回の選定委員会でも委員を務められ、実務者として中小企業経営支援に造詣の深い、高野委員が適任だと思いますが、いかがですか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

ありがとうございます。続いて、副委員長ですが、いかがでしょうか。

【委員】

僭越ながら、大阪府において府内のものづくり中小企業の総合支援拠点であるMOBIOを所管され、行政が取り組む中小企業の相談や販路開拓等様々な施策に知見のある柏村委員が適任だと思いますが、いかがですか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、皆様のご承認をいただきましたので、委員長は高野委員、副委員長は柏村委員とさせていただきます。

ここからの進行につきましては、高野委員長、よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいま皆様のご承認をいただき委員長に就任いたしました、高野でございます。よろしくお願いいたします。

門真市中小企業サポートセンターは平成24年に開設してから12年を経過しようとしています。本日は、令和6年度から令和8年度までの3年間の委託事業者を選定することになりますが、皆様には、慎重なご審議にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第の4にあります、「会議の公開・非公開」について、事務局より説明してください。

【事務局】

はい、資料9の「審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市情報公開条例抜粋」をご覧ください。

この指針の第3条に、「会議の公開の基準」が示されています。まず「審議会等の会議は公開するものとする」とありますが、第3条の各号により、「門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し、審議等を行う場合」や、「当該会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」は公開しないことができるとされています。

また、指針の第4条にありますように、会議の公開・非公開は当該会議に諮って決定していただくことになっております。

事務局といたしましては、本会議の審査内容につきましては企業の秘匿情報にかかわる部分があり、公開することで情報流出につながる可能性があることから、指針の第3条第1号及び条例第6条第2号アに該当すると考えられますので、非公開とする案でお諮りしたいと思っております。

【委員長】

ただいま、事務局の方から本会議を非公開とする提案がございましたが、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見等なし)

【委員長】

ご質問が無いようですので、本会議を非公開とすることと決定してよろしいか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、当委員会は非公開とさせていただきます。他に事務局から何かありますか。

【事務局】

はい、議事録に関しましては、情報公開条例第6条の個人や法人情報についての非開示に関する部分を、非公開という扱いにさせていただきたいと思っています。

【委員長】

それでは、今事務局から説明のありました、議事録は一部非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

はい、それでは早速審査を進めてまいりたいと思います。今回の中小企業サポートセンターの運営事業の概要について事務局より説明願います。

【事務局】

はい。お手元の資料3「門真市中小企業サポートセンター運営業務委託仕様書」をご覧ください。1ページをご覧ください。

1「目的及び概要」です。門真市中小企業サポートセンターは中小企業等、特にものづくり産業の健全な発展を図ることにより、市内産業の活性化、雇用機会の創出及び市民生活の向上に寄与することを目的に設置しており、中小企業等に必要な支援を行うものです。

次に、2「契約期間」は、契約締結日から令和9年3月31日までです。

次に、3「委託期間」は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。

次に4「サポートセンターの施設概要等」ですが、1ページから2ページに渡って記載しております。(1)「施設の名称及び場所等」につきまして、門真市中小企業サポートセンターは本館と分室がございます。本館は事務室・炊事場とわかれており、受託事業者のほうでレイアウトは自由に設定していただこうと思っております。分室は企業向けセミナー等を実施するための施設となります。所在地等につきましては、お手元の資料をご覧くださいませようお願いいたします。

2ページをご覧ください。

(2)「開館日」は月曜日から金曜日までとし、休日を除きます。

(3)「開館時間」につきましては、「午前10時から午後6時まで」です。ただし、講習会やセミナーの開催など必要に応じて開館時間を延長するものとなります。

3ページをご覧ください。

(4)「業務体制」につきましては、毎開館日に原則3名以上のアドバイザーを配置する体制にて業務を行うこととします。加えて、サポートセンターをマネジメントし、発注者側との連絡調整を行う業務責任者を1名以上配置し、開館日及び開館時間中は、原則、本館に常駐することとします。なお、アドバイザーが業務責任者を兼務することは不可とします。(5)、(6)については記載のとおりです。

5「業務内容」については、3ページから7ページまでの(1)から(8)までに記載の通りでございます。

サポートセンターは、市内企業からの経営相談をはじめ、企業訪問による企業ニーズの把握や情報の収集を行い、販路開拓やビジネスマッチング、補

助金等申請支援、また、市内外に対して市内企業の情報発信を行うセンターとしての機能を期待します。事業の概要は以上です。

【委員長】

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして何かご質問等はございますでしょうか。

【委員】

一点確認させていただきたいのですが、アドバイザー原則3名以上と書いてあるのですが、原則というのはどこまでを指すのでしょうか。提案内容を見させていただくと、この部分に抵触するような提案になっていたかと思えます。

【事務局】

アドバイザーは基本的には3名、開館時間中は勤務してください、ということ想定しております。

【委員】

アドバイザー3名に加え、業務責任者1名の、計4名の体制を毎開館日にとるということでよろしいですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

もう一点確認ですが、3名のアドバイザーがいるのですが、その方々は企業訪問等に出て行かれる場合は、事務所に常駐していなくても良いということでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【委員】

最低1名は事務所にいれば良いということでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。アドバイザーは、事務所には1名は残っていただき、後の2名が外出することは可能です。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

他によろしいでしょうか。

(他、質問等なし)

【委員長】

無いですので次に移りたいと思います。では、審査の方法及び選定基準について、事務局より説明願います。

【事務局】

では、審査の方法及び選定基準につきましてご説明申し上げます。

事業者が入室しましたら、5分程度でプレゼンテーションの準備を行っていただきます。

その後、委員長から事業者に対し、「団体の役員等に本市の市長または市議会議員が加わっていないか」、「団体の構成員に暴力団員または暴力団員との密接な関係を有する者はいないか」という2点について、審査の前に確認いたします。

確認後、事務局から事業者に対し、プレゼンテーションについての説明を

行います。プレゼンテーションの時間は 30 分以内とします。

事務局の合図で開始となり、終了の 5 分前になりましたらベルを 1 回鳴らし、30 分経過しましたらベルを 2 回鳴らし、その時点でプレゼンテーション終了となります。

プレゼンテーション終了後、最長 30 分の質疑応答を行います。質疑応答の進行につきましては挙手制とさせていただきます、挙手した委員を指名し、質問していただく形とします。30 分経過時にベルを 1 回鳴らし、その時点でされている質問への回答が終わった時点で終了となります。また、時間内においても質問がなくなれば終了となります。

質疑応答が終了しましたら、事務局から事業者へお知らせをお伝えした後、退出していただきます。

採点につきましては、全ての事業者のプレゼンテーションが終了した時点で 10 分程度、お時間を設けておりますので、委員の皆様はこの時間で、2 枚あります「審査表」に A 社、B 社それぞれの事業者の点数の記入をお願いいたします。

次に、選定の基準ですが、お手元の資料 4「門真市中小企業サポートセンター運営業務委託事業者選定基準」をご覧ください。

審査につきましては、第 3 の 3 でお示ししております各審査項目について、1 項目ごとに 5 段階で審査していただきます。ただし 12. の「応募者アピール」、13. の「応募者からの企画・提案等」の項目についてはそれぞれを合わせて一つの審査項目として審査していただきます。委員の方々には、事前に配布しております「企画提案書」の他、本日のプレゼンテーションを含めた審査をお願いいたします。

集計方法につきましては、各項目の評価に対し、第 3 の 3 に掲げるかけ率をかけ、各選定委員の得点を合計して、平均したものが評価点となります。

満点は 100 点で、最高得点を得た事業者を受注候補者として選定します。

受注候補者が辞退等で、委託を受けることが出来なくなった場合に備え、評価点が次に高い事業者を次点受注候補者として選定します。ただし基準点に満たない場合は、選定しないものとします。

基準点は 60 点とします。

審査の結果、両者の得点が同点となった際は、当委員会において協議の上、選定することとします。

【委員長】

ありがとうございました。これまでの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

【委員長】

質問がないようですので審査に移ります。この後、事業者が入室し、準備完了後に開始いたします。

それでは、これより事業者に入室していただきます。

《 A 社 入室・準備 》

【委員長】

これより、プレゼンテーションの準備を行ってください。

(準備完了)

【委員長】

審査の前に2点確認をさせていただきます。

役員等に本市の市長または市議会議員が加わっていませんか。

【A社】

ございません。

【委員長】

次に、構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませ

んでしょうか。

【A社】

ございません。

【委員長】

それではプレゼンテーション審査についての説明を事務局よりお願いします。

【事務局】

では、プレゼンテーション審査について説明申し上げます。

プレゼンテーションの時間は30分以内となります。終了5分前になりましたらベルを1回、終了時にベルを2回鳴らしますので、必ず制限時間内に説明を終えてください。

プレゼンテーション終了後、委員から質問を行いますので、明瞭・簡潔にご回答をお願いいたします。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、御社が当事業を実施する場合には、遵守すべき事項となります。また、必要があれば公表の対象となる場合がありますので、ご承知おきください。以上でございます。

【委員長】

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

《A社 プレゼンテーション》

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【委員長】

次に質疑応答に移ります。質疑応答時間は最長30分です。30分経過しましたら、ベルを1回鳴らして合図し、その時点で質問されている方への回答が終わった時点で終了となります。それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

します。

《 A 社 質疑応答 》

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【事務局】

はい、時間となりました。

【委員長】

それでは、質疑応答を終了させていただきます。今後のスケジュール等について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本日の選定結果は、1 月中旬までに郵送で通知させていただきます。また、市ホームページにも公表いたします。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。それでは、片付けをしていただきご退室ください。

《 A 社 退出 》

【委員長】

次の事業者の審査開始まで、休憩といたします。

委員の皆様は 15 時 05 分にお集まりください。

(休憩)

【委員長】

それでは、審査を再開します。この後、事業者が入室し、準備完了後に開始いたします。それでは、これより事業者に入室させていただきます。

《 B 社 入室・準備 》

【委員長】

これより、プレゼンテーションの準備を行ってください。

(準備完了)

【委員長】

審査の前に2点確認をさせていただきます。

役員等に本市の市長または市議会議員が加わっていませんか。

【B社】

ございません。

【委員長】

次に、構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

【B社】

ございません。

【委員長】

それではプレゼンテーション審査についての説明を事務局よりお願いします。

【事務局】

では、プレゼンテーション審査について説明申し上げます。

プレゼンテーションの時間は30分以内となります。終了5分前になりましたらベルを1回、終了時にベルを2回鳴らしますので、必ず制限時間内に説明を終えてください。

プレゼンテーション終了後、委員から質問を行いますので、明瞭・簡潔に

ご回答をお願いいたします。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、御社が当事業を実施する場合には、遵守すべき事項となります。また、必要があれば公表の対象となる場合がありますので、ご承知おきください。以上でございます。

【委員長】

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

《 B 社 プレゼンテーション 》

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【委員長】

次に質疑応答に移ります。質疑応答時間は最長 30 分です。30 分経過しましたら、ベルを 1 回鳴らして合図し、その時点で質問されている方への回答が終わった時点で終了となります。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

《 B 社 質疑応答 》

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【事務局】

はい、時間となりました。

【委員長】

それでは、質疑応答を終了させていただきます。

今後のスケジュール等について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本日の選定結果は、1 月中旬までに郵送で通知させていただきます。また、市ホームページにも公表いたします。本日は貴重なお時間をいただきまして、

ありがとうございました。それでは、片付けをしていただきご退室ください。

《 B 社 退出 》

【委員長】

以上ですべての事業者のプレゼンテーションが終了いたしました。委員の皆様から何かご確認されたいことやご意見はございますか。

(確認事項・意見等なし)

【委員長】

それでは、審査表の記入に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい、審査表の記入について説明申し上げます。各委員で、事業者の評価を資料 8 の審査表にご記入してください。10分ほど時間を設けますのでよろしくをお願いします。終わりましたら、事務局のほうで計算いたしますので随時お渡しください。

《 各委員評価 》

【委員長】

全ての委員の採点が終了いたしました。これより事務局にて集計いたします。集計を行う間、休憩とさせていただきます。

《 事務局による評価点集計 》

【委員長】

では、再開します。集計結果について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、結果をご報告いたします。

「A社」66.4点

「B社」79.6点

となりました。

【委員長】

ありがとうございます。集計結果について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

異議なしということですので、最高得点者である株式会社タスクール Plus を受注候補者として、一般社団法人関西産業活性協議会を次点受注候補者として選定いたします。

【委員長】

長時間ありがとうございました。最後に事務局より今後の予定について説明してください。

【事務局】

はい、今後の予定につきましてご説明いたします。本日の審議結果を踏まえて、令和6年4月1日の運営開始に向けて、委託契約を行っていく予定でございます。委員の皆様につきましては選定にあたり、ご尽力いただきましてありがとうございました。事務局からは以上です。

【委員長】

ありがとうございます。他に無ければ閉会したいと思いますがいかがですか。

(意見等なし)

【委員長】

それでは、門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。